

令和6年度入札・契約制度の改正について

1 業者登録制度の改正

(1) 業者登録（競争入札参加有資格者名簿）において複数種目に登録できる種目の拡大

より適切な競争環境を整えるとともに、応札が少ない建築設計・設備設計での入札不調を防ぐため、令和7年度登録（6年秋申請分）から、複数種目に登録できる種目を拡大します。

（複数種目に登録できる種目）

| | 現行 | 令和7年度（6年秋申請分）から |
|--------|-----------|-----------------|
| 工事 | 土木工事 建築工事 | 土木工事 建築工事 舗装工事 |
| 測量・設計等 | 測量 土木設計 | 測量 土木設計 地質調査 |
| | — | 建築設計 設備設計 |

※ 網掛けは、市内中小企業からの申請を受けて等級格付を行っている種目

2 等級格付制度の改正

(1) 本市から受注した工事、測量・設計等の格付における評価の見直し

格付業者の現在の施工・履行能力等をよりの確に反映したものとするため、令和7年度格付（6年秋申請）から、平均工事成績の評価を段階的に抑制するとともに、最高施工・履行額の評価を段階的に廃止します。

なお、24時間365日の緊急対応が必要な一部の単価契約工事について、令和6年度から工事担当局による成績評定の対象とし、令和8年度格付（7年秋申請分）から平均工事成績に算入します。

| | 現行 | 令和7年度格付（6年秋申請分）から |
|-----------------------------|---|--|
| 平均 工事 成績 による 評価 | $(\text{成績の単純平均} - 60) \times 5$ 例 平均80では、100点 ※ 平均60未満での減点なし ※ 単価契約工事は対象外 | 7年度格付 $(\text{成績の加重平均} - 60) \times 4$ 8年度格付 $(\text{成績の加重平均} - 60) \times 3$ 9年度格付 $(\text{成績の加重平均} - 60) \times 2$ 例 平均80では、40点 ※ 平均60未満では、算定式に従い減点 ※ 加重平均は、契約金額を10万円で除した数の常用対数を用います。（注） ※ <u>加重平均は、移行期間として12年度格付まで単純平均と併用</u> ※ <u>24時間365日の緊急対応が必要な一部の単価契約工事の成績を8年度格付から算入</u> |

注 常用対数（底を10とする対数）を用いた加重平均の方法（A工事とB工事の場合）

$$\frac{A\text{工事の}\log_{10}(\text{契約金額}\div 100,000) \times \text{成績} + B\text{工事の}\log_{10}(\text{契約金額}\div 100,000) \times \text{成績}}{A\text{工事の}\log_{10}(\text{契約金額}\div 100,000) + B\text{工事の}\log_{10}(\text{契約金額}\div 100,000)}$$

| | 現行 | 令和7年度格付（6年秋申請分）から |
|-------------------------------------|---------------|---|
| 1件 最高 施工・ 履行額 による 評価 | 0点～200点（24段階） | 7年度格付 0点～ <u>170</u> 点（ <u>22</u> 段階） 8年度格付 0点～ <u>140</u> 点（ <u>20</u> 段階） 9年度格付 0点～ <u>120</u> 点（ <u>18</u> 段階） 10年度格付 0点～ <u>100</u> 点（ <u>16</u> 段階） 11年度格付 0点～ <u>80</u> 点（ <u>14</u> 段階） 12年度格付 0点～ <u>60</u> 点（ <u>12</u> 段階） 13年度格付 0点～ <u>40</u> 点（ <u>9</u> 段階） 14年度格付 <u>廃止</u> ※ 最高施工・履行額は、6年度格付で評価した 5年10月受注までの最高額で固定します。 （それ以降、より高額な受注があっても更新 しません。） |

(2) 土木工事格付・舗装工事格付における建設機械台数の評価の導入

災害に強いまちづくりを一層推進するため、7年度格付（6年秋申請分）から、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「建設機械の所有及びリース台数」を基に本市評価事項（主観点）でも更に評価します。

| | 現行 | 令和7年度格付（6年秋申請分）から |
|---------------------|-----------|---|
| 経営事項（客観点）での 評価 | 経営事項審査で評価 | 経営事項審査で評価 |
| 本市評価事項（主観点） での評価 | なし | <u>経営事項審査上の台数を評価</u> <u>1台 …… 3点</u> <u>2台以上…… 5点</u> |

(3) 管工事の等級格付における要件の緩和（実施済み）

令和5年度から集中熱源方式の空調工事の主な参加要件を等級格付に変更したことに伴い、令和6年度格付（5年秋申請分）から、上下水道局の指定給水装置工事事業者・指定下水道工事事業者でなくても管工事の等級格付が得られるように緩和しました。

なお、上下水道局の指定給水装置工事事業者・指定下水道工事事業者でなく給排水設備の工事を受注した場合には、上下水道局の指定給水装置工事事業者・指定下水道工事事業者を下請負人とする必要があります。（一括下請負が建設業法により禁じられていることにも留意してください。）

(4) 建築工事・電気工事・管工事の格付の下位等級の統合

入札不調等を防ぐため、令和6年度から、次の格付等級の統合を行います。

| | | 現行 | 令和6年度から |
|------|-----|---------------|---------------|
| 建築工事 | F等級 | 5百万円以上10百万円未満 | _____ 10百万円未満 |
| | G等級 | 5百万円未満 | <u>F等級に統合</u> |
| 電気工事 | D等級 | 5百万円以上10百万円未満 | _____ 10百万円未満 |
| | E等級 | 5百万円未満 | <u>D等級に統合</u> |
| 管工事 | D等級 | 5百万円以上 8百万円未満 | _____ 8百万円未満 |
| | E等級 | 5百万円未満 | <u>D等級に統合</u> |

3 入札制度の改正

(1) 最低制限価格等を算定する際に乗じるランダム係数の見直し

最低制限価格等の漏えい等の不正を防止するために同価格を算定する際に乗じているランダム係数について、令和6年度（6年4月開札分）から係数の幅を縮小します。

| | 現行 | 令和6年度から |
|------|--------------|----------------------|
| 係数の幅 | 1.000～1.010 | 1.000～ <u>1.003</u> |
| 段階数 | 0.001ごとの11段階 | <u>0.0003ごとの11段階</u> |

(2) 業法等以外の一般法令等違反に係る参加停止措置の見直し

業法等（注1）以外の一般法令等（注2）の違反により行政庁の処分を受けた場合の参加停止期間について、現在、行政庁を問わず「違反の是正を求める処分の場合は、1月以上で是正されるまで」としていますが、令和6年度から「違反の是正を求める本市の処分の場合は、1月以上で是正されるまで」とします。

| | 現行 | 令和6年度から |
|--------|-------------------------------------|---|
| 行政庁の処分 | 1月。ただし、違反の是正を求める処分の場合は、1月以上で是正されるまで | 1月。ただし、違反の是正を求める <u>本市の処分</u> の場合は、1月以上で是正されるまで |

注1 建設業法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、警備業法等の営業する者の資格、業務の範囲、設備その他について規制する法令等

注2 道路交通法、出入国管理及び難民認定法、河川法、建築基準法、労働安全衛生法等の法令等